❀ 男子用のジャケット　第 6103.32 号（日ベトナム経済連携協定）

貨物概要

関税率表第 6103.32 号に属する男子用のジャケットであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料：

①身頃部分ー綿編物（第 60.06 項。ベトナムにおいて完全に編み立てされたもの）

②襟・袖部分ー綿製フラットニット（第 60.06 項。韓国から調達したもの）

③縫糸、ボタン、紙製タグは、中国から調達したもの。

④その他の材料は、全て日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品

製造工程：ベトナム国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：

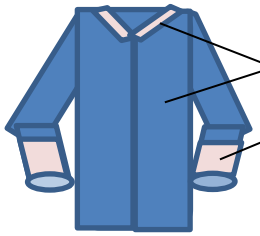

①綿編物（表側の生地に占める面積割合：90%）

②綿製フラットニット（表側の生地に占める面積割合：10%）、（産品の総重量の 10%以下）

原産地認定

日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。

原産地認定理由

本品において、日ベトナム経済連携協定附属書２第１１部注釈の注釈２に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、産品の表側の生地に占める面積が最も大きい部分（面積割合 90%）を構成する身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））です。この場合において、本品が属する号（6103.32 号）に規定する綿製の材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮しますので、身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））に加え襟及び袖部分（②綿製フラットニット（第 60.06 項））についても同注釈２に規定する「関税分類を決定する構成部分」となります。

したがって、同注釈２の規定により、本品が日ベトナム経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6103.32 号）の品目別規則は、身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））及び襟及び袖部分（②綿製フラットニット（第 60.06 項））に適用されることとなります。なお、それ以外の材料（③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

身頃部分（①綿編物（第 60.06 項））は、ベトナムにおいて完全に編み立てされたものであり、本品（第 6103.32 号）の品目別規則を満たしています。ま

た、襟及び袖部分（②綿製フラットニット（第 60.06 項））は、品目別規則を満たしていませんが、本品の総重量の 10%以下であり、同協定第 28 条１(c)の規定を満たしています。よって、本品は、日ベトナム経済連携協定上のベトナム原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規　61～63 類　衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

♠　♠　♠

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第４条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合においては、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意下さい。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）